

平成26年度

福島県環境審議会 全体会 議事録

(平成27年3月20日)

## 1 日時

平成27年3月20日（金）

午後 1時30分 開会

午後 3時10分 閉会

## 2 場所

消費生活センター研修室（自治会館1階）

## 3 議事

福島県廃棄物処理計画の策定について

## 4 報告

福島県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の改定について

## 5 出席委員

石田順一郎 市川陽子 河津賢澄 菅野篤 佐藤俊彦 清水昌紀

菅井ハルヨ 中野豊 長林久夫 橋口恭子 細谷寿江 油井妙子

芳見弘一 和合アヤ子 和田佳代子 渡邊明

（以上16名）

## 6 欠席委員

大迫政浩 崎田裕子 高荒智子 古川道郎 山口信也

（以上5名）

## 7 事務局出席職員

二瓶 一般廃棄物課長

山田 産業廃棄物課長

佐々木 産業廃棄物課主幹兼副課長

鈴木 一般廃棄物課主幹 他

## 8 内容

(1) 開会 （司会：國井産業廃棄物課主任主査）

(2) 議事録署名人

議事に先立ち、長林会長から議事録署名人として菅井委員と橋口委員が指名された。

### (3) 議事

#### 福島県廃棄物処理計画の策定について

河津第2部会長から資料1-1により、「福島県廃棄物処理計画（答申案）の概要」を説明し、以下の質疑等があった。

##### 【芳見委員】

5番目にある「放射性物質に汚染された廃棄物に関する対策」の(2)第2項、「処理施設の維持管理状況の情報公開の促進と、処理施設設置者が行うリスクコミュニケーション等の取組の支援」についてであるが、こういったものの処分は非常に難しいものであるから、リスクコミュニケーションは極めて重要であろうと思う。

科学的根拠を示して信頼関係を調整していくことが不可欠だと思うが、この「支援」という表現だと、設置者に任せるような印象がある。県がもっと前面に出るべきではないかと思うので、表現としては「県が処理施設設置者とともに行う」というのはどうか。意見である。

##### 【長林会長】

45ページの19行目等の「支援する」を、もっと積極的に県も突っ込んで協力する体制を示すような表現にしてはどうかという案であるが。

##### 【河津部課長】

第2部会としては、処理計画は放射性物質汚染対処特措法から外れている部分を対象としていて、廃棄物処理法の枠組の中でやっているということでこの表現になったと思う。ただ実際に計画の中で進めていくということであれば、県の方の姿勢として、表現を変えられるのであれば、むしろ変えた方がよい。

##### 【長林会長】

コミュニケーション等の取組を支援するというのは、どういう取組が入っているのか。設置者が行うと書いてあるだけでは県の姿勢が見えないのではないかと思うが、そのあたりはどのようなニュアンスで書かれたか御説明いただけるか。

##### 【二瓶一般廃棄物課長】

8,000Bq/kg以下の汚染廃棄物の話だが、基本的には、処理する時には処理施設の設置者が周辺住民の理解を得るために説明会等を設置者の責務として実施するわけだが、そうした場合に県としても説明会への専門

家の派遣や説明会の開催方法等、そういったことをマニュアルのようにまとめた冊子等も作っているの、そういった取組を支援という形で表現している。

したがって、県が自ら説明会を開いて施設の安全性を説明するような場を開催することはできないが、広く設置者が行うような取組を支援していきたいということである。

#### 【芳見委員】

福島県の立場はよく分かったが、リスクコミュニケーションというのは難しい。これが解決していけば前に進んでいくので、支援という言葉だけでよい良いのか。例えば、積極的な支援等、もう少し県も踏み込んだ文言があるとよいと思うが。先ほどのように前面に立って一緒にやるという表現でなくても、もう少し追加したほうが良いと思う。

#### 【長林会長】

直接的でなくても、もう少し展開を強めるような形容詞を入れたらどうかという提案である。

#### 【渡邊委員】

リスクコミュニケーションに必要なのは、意思決定者とそれを受ける側である。意思決定を受ける側は住民だが、意思決定者は現実的には県知事である。中間貯蔵施設の場合は、県が受ける側であるが。

意思決定者が住民に十分説明をするのがリスクコミュニケーションである。それで支援が入っているのかと理解しているが、先ほど芳見委員からお話があったように積極的に支援するとなると、決定者は決定した責任を県民なり地域住民に、信頼関係の中でリスクコミュニケーションをやらなければならないはず。業者や施設設置者が実施する場合には、業者が住民にきちんと説明しなければならない。リスクコミュニケーションとはそういうものであるし、この支援というのがどういう意味なのか、ぜひ検討していただければと思う。

#### 【二瓶一般廃棄物課長】

中間貯蔵施設については県も広域自治体として意思決定に参加しているが、それとは話が別で、8,000Bq/kg以下の汚染廃棄物の処理ということになると、一般廃棄物であれば市町村や一部事務組合が、産業廃棄物であれば事業者が行うことになるので、決定者は市町村、あるいは事業者ということになる。

したがって、決定者が実施する説明会に対して県としても支援をして

いく。そういった意味で記載させていただいている。

**【渡邊委員】**

環境アセスはどのような形になるか。

**【二瓶一般廃棄物課長】**

環境アセスは、別の部署において決定したり、評価している。

**【渡邊委員】**

自治体がやるにしても、業者がやるにしても、汚染廃棄物の処理についての決定権というのは、最終的には認可なり、許可などで県が決定しているということではないのか。説明願いたい。

**【二瓶一般廃棄物課長】**

一般廃棄物処理施設であれば、基本的に市町村が設置するものであれば、県に届出を行い、許可ではない。事業者の場合には、事業者が一般廃棄物进行处理するということになれば、これは県の許可ということになる。産業廃棄物も同じで施設の許可権限は県にある。

**【長林会長】**

一般廃棄物と産業廃棄物の取り扱いが別になる。そうすると県の立場としては、直接行う立場でない場合の方が多いということになる。そういった中での取組であるが、もう少し突っ込んで積極的な、もしくはこれに代えるような言葉は何かあるか。

**【二瓶一般廃棄物課長】**

検討させていただく。

**【長林会長】**

ここは非常に複雑なところでもあるので、ただ取組を支援するだけでなく、表現を検討させていただく。

**【長林会長】**

その他であるが、特に東日本大震災を受けて状況が大分変わってきたなかでの目標値の見直しであるとか、3ページにある放射性物質に汚染された廃棄物に関する施策等、だいたい前回の計画に加えて記載させていただいている。

先ほど部会長から非常に詳細に御説明いただいたように、第2部会に

において審議が展開され、いただいた御意見を基に検討、修正された内容が記載されているので、もしほかに意見が無ければ、ただいま芳見委員と渡邊委員からいただいた御意見を参考に、もう少し45ページのリスクコミュニケーション等の取組についての表現を検討させていただいた上で、知事に答申することとしたいが、修正案については、会長の私にお任せいただくことでよろしいか。

(異議なしの声)

それでは、本件については、私から知事に答申させていただき、その後、委員の皆様には答申書の写しを送付させていただく。

#### (4) 報告

##### 福島県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の改定について

事務局（山田産業廃棄物課長）から、資料2-1から2-2により、福島県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の改定について報告し、以下の質疑等があった。

##### 【清水委員】

1点お伺いしたいが、低濃度PCB廃棄物について、これまで高濃度のものはJESCO（中間貯蔵・環境安全事業(株)（旧日本環境安全事業(株)））で処理されてきたが、今回の計画では低濃度のものは無害化認定施設などで処理されることとなった。この施設は平成22年の段階で仕組みができて5年くらい経過しているが、この間、計画を改定しなかった理由があるのか。また、今回この計画に入れることになった理由はどのように考えたらよいのか。

##### 【山田産業廃棄物課長】

当初、トランス、コンデンサなどのPCBを処理するため、平成13年にPCB廃棄物特別措置法ができ、平成16年から平成21年に5箇所に広域処理施設ができてきた。

この間、本来入るはずのないPCBが微量に入った微量PCB廃棄物というものが出てきた。低濃度PCB廃棄物とは最近整理された言葉であるが、こういう低濃度PCBがJESCOでなくて、無害化処理施設等で処理できるということになり、平成21年以降、本県でも1箇所施設があるが、順次、施設が整備されはじめてきた。

こうしたことから、今回の計画改定の中で低濃度PCB廃棄物の処理についても入れ込んだものである。

**【清水委員】**

ということは、平成 22 年に制度ができた段階では無害化認定施設もまだ、そんなにたくさんの施設があるわけではなくて、この 5 年間で施設が整備されてきて、ちょうど今回の計画改定で入れ込めば、福島県としても低濃度 P C B 廃棄物がうまく整理できるだろうと判断したということか。

**【山田産業廃棄物課長】**

そうである。無害化処理施設等も年々整備されてきて、最近では全国に 22 施設ほどあると説明したが、数年ほど前にはまだ 1 桁の段階であったが、だんだん施設が、つまり処理する受け皿としての施設の整備が進んできた。

微量 P C B は本当に微量の P C B が混入しており、低濃度 P C B とは 1 k g あたり 5,000mg 以下のものである。廃棄物処理法上は 1kg あたり 0.5mg 未満のものが通常の産業廃棄物となる。低濃度 P C B とは、1kg あたり 0.5mg から 5,000mg までのものをいい、こうした低濃度 P C B が処理できるようになったことから、今回の計画改定にあわせて入れ込んだものである。

**【石田委員】**

P C B については、製造が中止され、我々もこれまで平成 28 年までを目途として使用中の物も含めて処理のための対応をしてきたところである。今回、処理期限が平成 39 年まで延長されたが、その背景にすでに市場に出回っている P C B 廃棄物の全量が十分把握できているという前提があって、これまでのシステムでも処理可能と判断したうえでの延長ということなのか。

**【山田産業廃棄物課長】**

P C B 廃棄物は、国際条約の中で平成 40 年までに処理するという条約を日本も批准している。この前段階で、平成 40 年の 3 年前までに P C B の使用を中止するというのもうたわれている。

この条約どおり処理していくことになるのと、当然、全国にあるトランスなどの高濃度の P C B 廃棄物や低濃度 P C B 廃棄物の数量を見込んで平成 39 年 3 月 31 日までの処理期限を設定している。

**【石田委員】**

結局、P C B 廃棄物がどこにどれだけあるのかというのは、分かって

いるのか。例えば県内にどれくらいあるのか、どの程度分かっているのか。

**【山田産業廃棄物課長】**

PCB廃棄物特措法では、PCB廃棄物を保管している事業者は、毎年6月末までに届出をすることになっている。法に基づき届出をしている事業者については、数量も把握しているが、中には届出を行っていない事業者がいる可能性も想定されるので、未届出事業者の掘り起こしも事業として行っていく。

また、今現在、使用中のPCB機器の把握も行っていく必要があるが、使用中の機器はまだ廃棄物になっていないので、こうした機器を使用しているのみの事業者は、PCB廃棄物特別措置法の届出義務を有しないため、十分な把握ができていない部分がある。

このため、今回の計画改定により、事業者理解を深めてもらい、使用中のPCB機器の使用中止を促したり、未届出事業者の掘り起こしなどを行い、全体の数量をより正確に把握し、どれだけ処分すればよいのかということ把握していくものである。

**【石田委員】**

はっきりとPCBを使っていると分かっている物もあるが、低濃度とか微量PCBなど、PCBが使用されていないと認識している事業者もいるのではないかと思う。こうした事業者は結構いるのではないか、この掘り起こしはどのように行っていくのか。

**【山田産業廃棄物課長】**

PCB使用機器は製造番号等で把握できるが、本来入っていないはずの機器にPCBが入っているというのが、微量PCBであり、2002年以降でてきたものである。全国では100万台オーダーで存在すると推計されている。

**【佐藤委員】**

これまでに処理できた数量はどれくらいか。

**【山田産業廃棄物課長】**

資料2-2の9ページ、表2-4に「PCB廃棄物の処分（見込）量」を記載している。また、平成26年度以降も発生量及び処分見込みを記載している。



**【佐藤委員】**

かなりまだ残っているということか。

**【山田産業廃棄物課長】**

このJ E S C O北海道事業で処理するのは、北海道を始め、本県を含む15県が対象となっている。

処理するために保管事業者が運び出す時期を決めるわけだが、その時期は事業者やJ E S C Oや近接する県で調整して決定される。したがって、本県が一年中運び出せるわけではなく、例えば12月のうちの1月分が割り当てられ、その月が本県が優先して運び出せる時期となっており、他の11月は残りの14県が割り当てられているというものである。

**【佐藤委員】**

自社でも2つのトランスを処分したが、まだ、こんなに残っているのかという感想だ。

**【山田産業廃棄物課長】**

なお、電力事業者は自社で処分しているので、こうした搬出時期は関係なく処分できる。また、ある程度の規模の工場、事業場では一定の数量のP C B廃棄物は存在すると考えられる。

**【河津委員】**

以前、この仕事にかかわっていた。以前は3つのP C Bがあった。1つはP C Bそのもので環境庁がすべて処理した。もう1つはP C B感圧紙で厚生省が管轄し、残りはトランスなどの機器に使用されているもので、経産省が管轄していた。

今残っているのは主にトランスなどの機器の処分である。

P C B処理施設の設置にはさまざまな経緯があって、施設立地自治体では地元住民との調整など大変な苦勞があり、北海道での施設設置になったときも対象エリアとなった自治体が北海道にお願いに行った。

お願いする方は、お願いすればそれでよいという考えがあるが、2ページに記載されている立地自治体との交流ということは好ましいことと思う。観光などの交流も考えられるが、どんなことを考えているのか。

また、微量P C Bについても、当時は入っていないものと考えていたのが、微量のP C Bが混入した物がでてきて、当時からだいぶ状況が変わってきた。微量P C Bの無害化施設が福島県にあるというが、どこか。

**【山田産業廃棄物課長】**

北海道室蘭市にPCB処理施設が設置されるまでの間、様々な紆余曲折があった。立地自治体から施設を引き受ける際、立地自治体との交流についても、十分に配慮することとされている。県でも室蘭市で開催される研修会に参加するなどしており、また、関係団体や保管事業者が施設を訪問するなどの交流も考えている。

無害化施設については、本県にはいわき市にある。

あと12年あるとはいえ、処分完了までの間、より効率的な処理が図られるよう、これまでのブロック間の枠を超えて、施設の相互活用も行うこととなっている。

**【河津委員】**

県としても、室蘭市との交流について、配慮願いたい。

**【渡邊委員】**

処理期限が平成28年度から平成39年度に延長されるが、福島県としては、その設定方法でよいのか、12年延長すればちゃんと目標期限までに行けるのか。

低濃度PCB廃棄物の発生だけで延長したのか、その理由は何か。

JESCOの名称の変更は、中間貯蔵施設とどのように関係しているのか。PCBも中間貯蔵施設も入るのか、期限が延長されるのに事業拡大できるのか。

**【山田産業廃棄物課長】**

延長理由は、低濃度PCBの発生だけではなく、トランスなどの機器の変形など容器等の状況によっては、処理困難物、つまり処理が困難な機器があったのも理由である。

JESCOが中間貯蔵施設に関する事業も行うことになったので、法律改正により名称が変更になった。

**【河津委員】**

JESCOのなかに、PCB処理事業とは全く別な組織ができるということである。

**【渡邊委員】**

PCB事業から別の事業に分かれるのではないということか。

【山田産業廃棄物課長】

そうである。

【長林会長】

以上、P C B 廃棄物処理計画の改定に関する報告事項である。

(5) その他

【大島生活環境部次長】

貴重な御意見をいただき、非常に分かりやすい計画となった。

新年度から新しい計画に基づいて施策を行っていく。計画に反映できなかった部分もあるが、今後の参考とさせていただきながら施策を講じていくこととしたい。

(6) 閉会

この議事録の正確なことを認め、署名する。

平成 年 月 日  
署名委員

平成 年 月 日  
署名委員